

第2次あま市総合計画 後期基本計画策定方針

令和7年12月

【目次】

1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定に向けた基本的な考え方.....	2
(1)市民や多様な主体との協働をさらに深化させる計画づくり.....	2
(2)持続可能な行政経営の観点を取り入れた実効性のある計画づくり.....	2
(3)市民に分かりやすい計画づくり.....	2
3 計画の構成と期間.....	3
4 計画の策定体制.....	5
(1)総合計画審議会.....	5
(2)総合戦略委員会.....	5
(3)経営戦略本部会議.....	5
5 策定の手順.....	6
(1)市民意識調査.....	6
(2)中高生意識調査.....	6
(3)前期基本計画の検証と、後期基本計画のための施策立案.....	6
(4)パブリックコメント.....	6
(5)その他.....	6
6 策定スケジュール.....	7

1 計画策定の背景

あま市では、令和4年度から10年間を計画期間とする第2次あま市総合計画を策定し、「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を将来像に掲げ、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

この計画のうち、令和8年度末をもって前期基本計画の計画期間が終了を迎えるため、新たに令和9年度から令和13年度を計画期間とする後期基本計画の策定が必要となっています。

前期基本計画の計画策定から4年近くが経過する中、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化をはじめ、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動への打撃、地政学的リスクによる原油高や物価高騰、能登半島地震による防災意識の高まり、デジタル化の推進など、社会情勢は刻々と変化を続けています。

こうした中、あま市では、都市計画税の導入、防災無線の整備、公立保育園のICT化の推進、新たな工業団地の整備、行政のデジタル化推進、新庁舎の整備など、着実に住みやすいまち・住み続けたいまちの実現に取り組んできました。

今後も、各自治体にはより一層の自立した行財政運営と持続可能なまちづくりが求められていることから、本市の地域特性や固有の資源を活かすとともに、各種の政策課題に対して市民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい誇りの持てる都市の創造を進めていくことが必要となっています。

そのため、後期基本計画については、社会経済状況の変化や時代の潮流、前期基本計画の進捗状況等を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、市民と行政にとってわかりやすく実効性の高いものとなるよう策定を進めます。

2 計画策定に向けた基本的な考え方

(1) 市民や多様な主体との協働をさらに深化させる計画づくり

少子化や単独世帯の増加など社会構造が大きく変化する中で、多種多様な市民ニーズに対応していくためには、行政だけでなく、市民、市民活動団体、事業者、学校など様々な主体が、公共の領域を担う当事者としてパートナーシップ関係を構築し、それぞれが役割を担うことで、公共サービスをさらに充実させていかなければなりません。現在も様々な市民協働の取組を行っており、この成果を活かすとともに、継続的にこうした施策の充実を目指す計画とします。

(2) 持続可能な行政経営の観点を取り入れた実効性のある計画づくり

行政経営とは、民間の経営手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立ち、財政需要が増加する中でも効率的にかつ効果的に行政活動を展開していくことをいいます。民間の経営手法とは、「目標を設定し、目標を達成するために企画立案・実施し、目標の達成状況を評価し、外的環境に応じて改善していくというマネジメントサイクルを繰り返し、目標の達成を目指す」といった一連の流れを示します。

従って、持続可能な行政経営の観点を取り入れ、財源（予算）配分との整合性を図るとともに、重点を明確にした実効性の高い総合計画とし、SDGs※（Sustainable Development Goals：持続可能な開発のための目標）の考え方をあらゆる分野に導入して推進します。



(3) 市民に分かりやすい計画づくり

市民に親しみやすく、分かりやすい表現を用いた総合計画とします。基本計画で定めた施策については、取り組みの方向性を示すとともに、進捗状況の評価が可能な総合計画とします。

3 計画の構成と期間

あま市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。

なお、あま市においては、全国と同様に人口が減少する局面に入っています。この人口減少社会に積極的に対応するため、総合的に取り組む施策群を重点戦略として位置づけ、あま市のまちづくりにおいて特に重視する方向性を明らかにします。そこで、本計画を「まち・ひと・しごと創生法」に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に推進するものとし、総合計画・総合戦略ともに地域活性化のための取組として位置付けて整合を図ります。

【基本構想】

- まちづくりの理念と目指すべき将来像、それを実現するための基本目標や施策の大綱を定めたものです。
- 令和4年度から令和13年度までを計画期間とし、10年間を見据えた計画とします。
- 市政運営の継続性・一貫性の観点から、今回の中間時点においての変更はしないものとし、

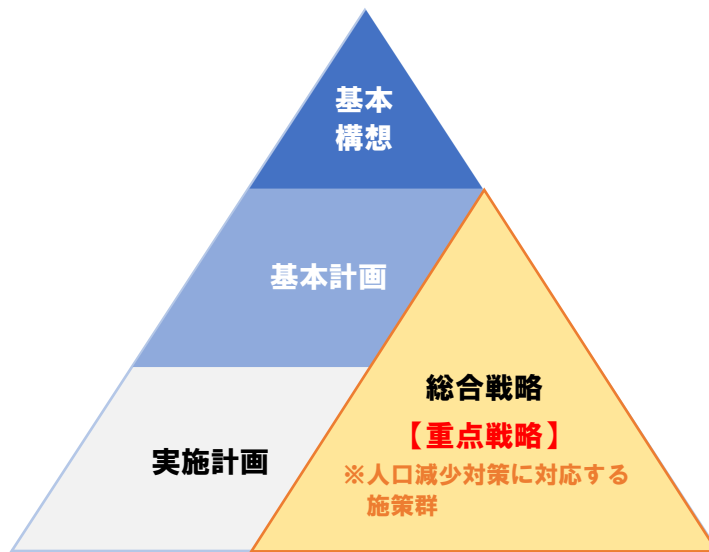
【基本計画】

- 基本構想を実現するための分野ごとの基本方針や、主要な施策、達成すべき目標を定めます。基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や、新たに発生した行政課題へ対応するため、各施策を必要に応じて見直すものとし、
- 令和9年度から令和13年度までを計画期間とし、第2次あま市総合計画の「後期基本計画」と位置付けます。
- まち・ひと・しごと創生の実現に向けた具体的な対策である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものとし、人口減少対策に係る取組を「重点戦略」として基本計画に位置付けます。

【実施計画】

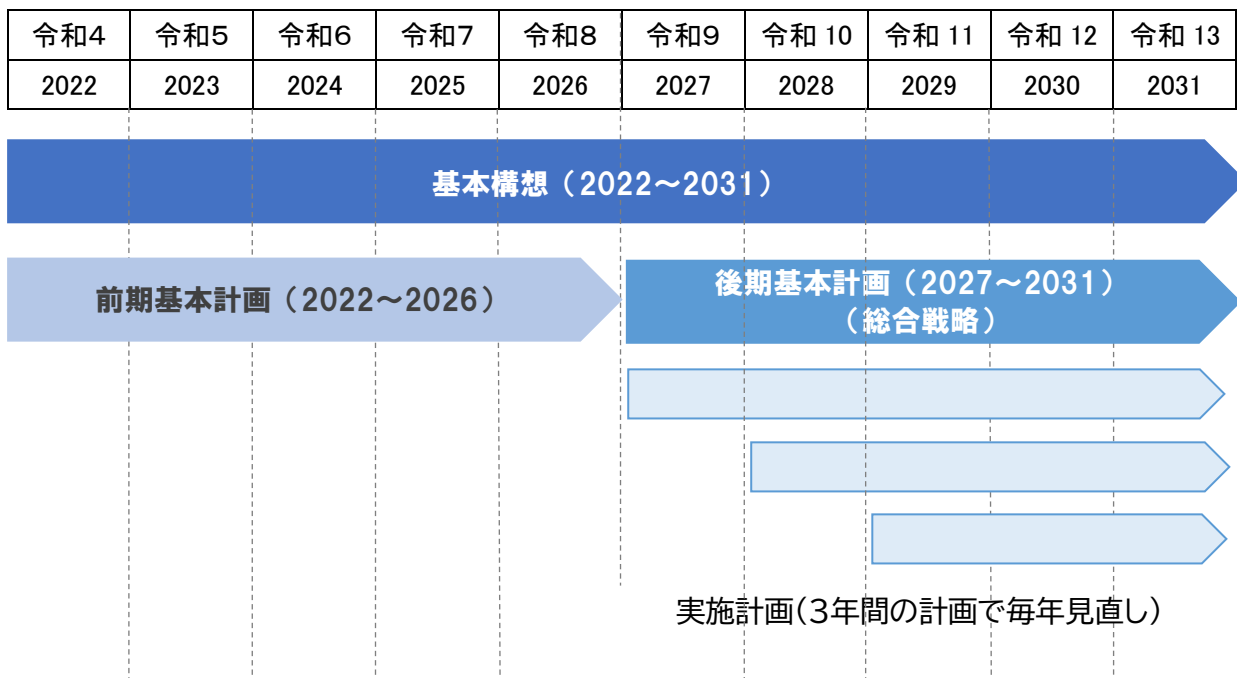
- 基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ、具体的な事業を各部門が実施するための計画として示します。
- 3年間の計画とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。見直しにあたっては、施策ごとに評価を実施し、施策の今後の方向性を整理したうえで、施策目的を達成するための手段である具体的な取り組みの見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築します。

■計画の構成



☞ 総合戦略を人口減少対策に資する重点戦略と位置付け、本計画と一体的に推進します。

■計画の期間



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、総合計画審議会、総合戦略委員会、経営戦略本部会議、市長等の相互調整により全庁体制で進めるものとします。

(1) 総合計画審議会

市長の諮問機関として、市民を代表した学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、市長が諮問する後期基本計画案について、審議・答申を行います。

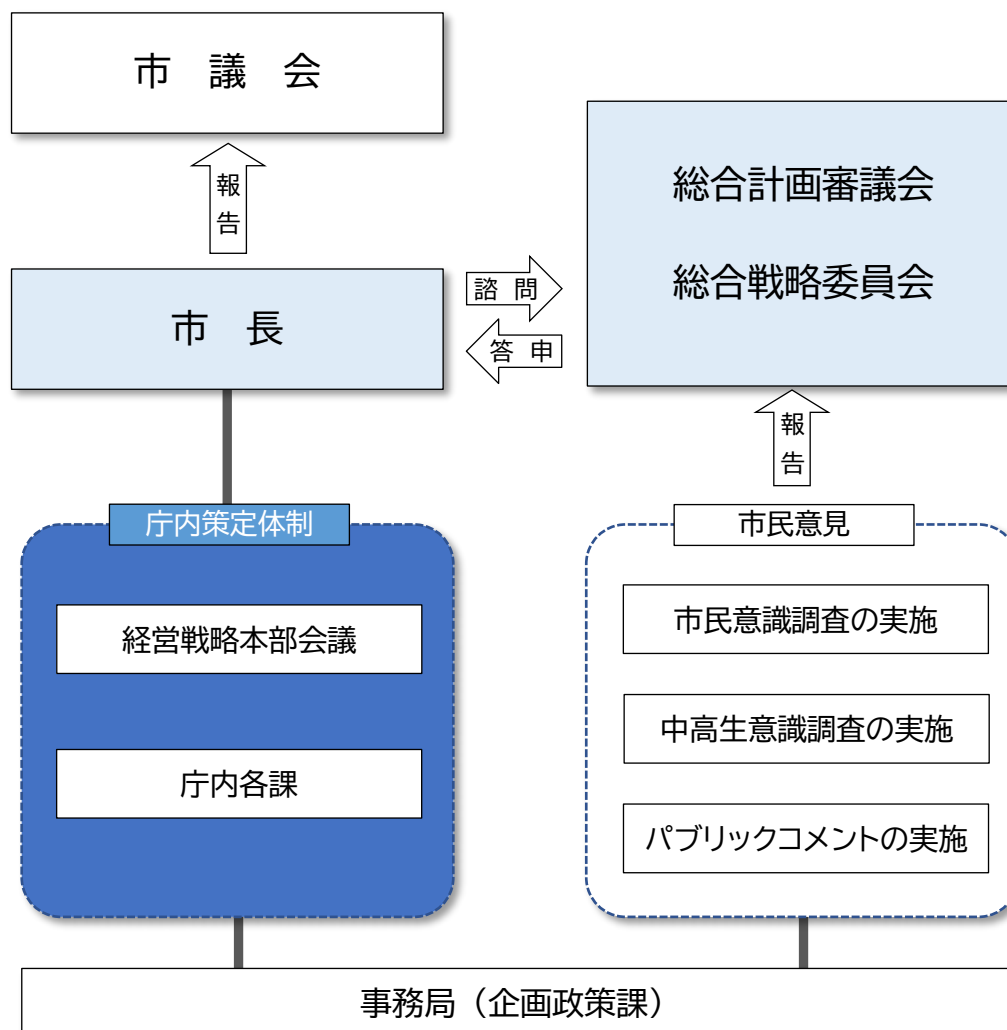
(2) 総合戦略委員会

総合戦略の検証・策定にあたって、広く市民意見を反映させるため、意見交換を行います。委員は、学識経験者をはじめ、産官学金等の代表者等により組織します。

(3) 経営戦略本部会議

庁内の意思決定機関として庁内案の検討・確認を行います。

■策定体制



5 策定の手順

計画は、令和7年度及び令和8年度の2か年に渡って策定し、手順は次の通りとします。

(1) 市民意識調査

市民意識調査は、市の施策満足度やまちづくりへの意識を調査し、計画案に市民の意見を反映させることを目的に実施します。集計結果は、各課の施策評価の基礎資料として使用します。市内在住の18歳以上の市民3,000人を対象に、郵送及びWebによる回答方式により実施。

(2) 中高生意識調査

中高生意識調査は、市内の中学校・高等学校に通う若者のまちへの愛着や定住意向、まちづくりへの意向等を把握し、今後の施策立案の基礎資料として使用します。市内の中学校・高等学校に通学する生徒を対象に、Webによる回答方式により実施。

(3) 前期基本計画の検証と、後期基本計画のための施策立案

前期基本計画の状況を検証するとともに、現況に応じた施策立案を行うため、各施策の現状・課題・今後の取り組み、成果指標の設定などについて関係各課へ照会をかけ、後期基本計画の土台とします。

(4) パブリックコメント

市民に対し、第2次あま市総合計画・後期基本計画（案）の提示と意見募集を行うことで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施します。

(5) その他

その他、市公式ウェブサイトや広報紙等において、市民意識調査の結果等の情報を市民に公開します。

6 策定スケジュール

■令和7年度

内容	令和7年度					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各種関連計画の把握・分析	■					
統計データの把握・分析 (基礎調査)	■					
前期基本計画の検証			■			
市民意識調査の実施				■		
中高生意識調査の実施				■		
総合計画審議会 (●)、 総合戦略委員会 (●)			●	●	●	●

■令和8年度

内容	令和8年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
後期基本計画骨子案の作成 (総合戦略含む)	■					
後期基本計画素案の作成 (総合戦略含む)				■		
総合計画審議会 (●)、 総合戦略委員会 (●)				●	●	

内容	令和8年度					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
後期基本計画素案の作成 (総合戦略含む)	■					
パブリックコメントの 実施				■		
概要版の作成、 印刷・製本				■		
総合計画審議会 (●)、 総合戦略委員会 (●)		●	●		●	●